

朝霞市条例第 10 号

朝霞市税条例の一部を改正する条例

朝霞市税条例（昭和 30 年朝霞市条例第 7 号ノ 2）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 19 条中「、第 81 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 33 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」（いう。）の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 80 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 80 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 81 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 81 条第 2 項中「3 輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 81 条の 3 から第 81 条の 8 までを削る。

第 81 条の 9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第 81 条の 3 とする。

第 82 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 83 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 85 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 87 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改める。

第 88 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 89 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 90 条の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第2

2 項中「附則第 15 条第 3 2 項」を「附則第 15 条第 3 1 項」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 23 項中「附則第 15 条第 3 6 項」を「附則第 15 条第 3 5 項」に改め、同項を同条第 20 項とし、同条第 24 項中「附則第 15 条第 3 7 項」を「附則第 15 条第 3 6 項」に改め、同項を同条第 21 項とし、同条第 25 項中「附則第 15 条第 40 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を同条第 22 項とし、同条第 26 項中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同項を同条第 23 項とし、同条中第 27 項を第 24 項とし、第 28 項を第 25 項とし、同条に次の 1 項を加える。

26 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 7 項中「附則第 12 条第 16 項」を「附則第 12 条第 17 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 9 項第 4 号中「附則第 12 条第 23 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 25 項」に改め、同条第 10 項第 5 号及び第 12 項第 5 号中「附則第 12 条第 31 項」を「附則第 12 条第 32 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 16 項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第 10 条の 4 第 1 項第 1 号中「附則第 12 条の 4 第 1 項第 3 号」を「附則第 12 条の 3 第 1 項第 3 号」に改め、同条第 3 項中「特定被災共用土地納税

義務者（以下この項）を「特定被災共用土地納税義務者（第４号）」に改める。

附則第１５条の３から第１５条の７までを削る。

附則第１６条の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「法第４４４条第３項に規定する」を「道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による」に、「から第４項まで」を「及び第３項」に改め、「の種別割」を削り、同条第２項中「令和４年４月１日から令和８年３月３１日まで」を「令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第３項中「法第４４６条第１項第３号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和４年４月１日」を「令和７年４月１日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和８年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第４項を削る。

附則第１６条の２の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「の種別割」を削り、「から第４項まで」を「又は第３項」に改め、同条第２項及び第３項中「の種別割」を削る。

附則第１６条の３第３項第２号、第１６条の４第３項第２号及び第１７条第３項第２号中「、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項」を「及び附則第７条の３第１項」に改める。

附則第１７条の２第１項及び第２項中「令和８年度」を「令和１１年度」に改める。

附則第１８条第５項第２号、第１９条第２項第２号及び第２０条第２項第２号中「、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項」を「及び附則第７条の３第１項」に改める。

附則第２０条の２第２項第２号及び第５項第２号並びに第２０条の３第２項第２号及び第５項第２号中「、第７条の３第１項及び第７条の３の２第１項」を「及び第７条の３第１項」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の朝霞市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和７年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２ 令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）第１条の規定による

改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（朝霞市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 朝霞市税条例の一部を改正する条例（平成26年朝霞市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。